

議 事 録

会議の名称	令和3年 愛荘町教育委員会 第10回定例会
開催日時	令和3年11月18日(木) 午後4時00分
開催場所	秦荘庁舎2階 大会議室
出席者	<p>【教育長】 徳田寿</p> <p>【教育委員】 3名 森秀昭、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】 7名</p> <p>教育次長 上林市治 教育振興課課長 辻 裕樹</p> <p>生涯学習課課長 陌間秀介 図書館長 茶谷えりか</p> <p>給食センター所長 本田有弘 教育振興課主任 大里 香織</p> <p>教育振興課係長 久保泰代</p> <p>【傍聴人】 0名</p>
議事日程	<p>日程第1 議案第29号 愛荘町独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する要綱の制定について</p> <p>日程第2 議案第30号 学区外就学について</p> <p>日程第3 承認第16号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第4 承認第17号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第5 承認第18号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて</p>
作成者	教育振興課 久保 泰代
上林次長	午後4時00分開会
教育長	<p>ただいまから令和3年第10回教育委員会定例会を開催させていただきます。それでは開会にあたりまして教育長ご挨拶をお願いします。</p> <p>本日は、第10回定例会にご出席をいただきありがとうございます。また過日11月1日には、近畿市町村教育委員会研修会にご参加いただき重ねてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。</p> <p>さて、その研修会の中で東北大学の川島隆太先生はメディア利用時間を抑制することの重要性や読書が脳の発達を促すこと等をくり返し強調されておられました。また同じ読書でもデジタルの読書ではなく、やはり紙媒体の読書が有効であることについても断言されておられ大変印象に残っております。</p> <p>現在予算編成時期であります。来年度は新たに小学校低学年の読書環境の充実及び指導に特化した予算を確保したいと思っております。</p>

	<p>また、去る 11 月 11 日の議会全員協議会においては、教育委員の皆さんにもご協議いただいた今年度全国学力・学習状況調査結果について報告をいたしました。議員の皆さんの関心は高く、かなりの時間質疑応答に費やしたところです。様々なご意見を伺う中で、小手先の取り組みではなく、学力が将来を生きていく上での生きて働く力となるよう腰を据えて取り組んでいく必要があるとあらためて認識しています。そうしたことから検討中というところですが、先ほどの同研修会で報告をされた小野市の取り組みをモデルに、本町におきましてもお母さんのおなかに命が宿ってから中学校卒業までの 16 年間の教育施策を新たに整理し、構築したいと考えおります。</p> <p>限られた時間ではありますが、本日も貴重な意見交換の場となりますよう皆様のご協力をお願いいたしまして開会の挨拶とさせていただきます。</p>
上林次長	<p>ありがとうございました。それでは本日の議案日程につきましてはお手元に配布のとおりでございます。議事進行については教育長よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいまの教育長を含む出席委員は 4 名で定数に達しています。よって令和 3 年愛荘町教育委員会第 10 回定例会は成立いたしましたので開会いたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 9 条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和 3 年第 9 回定例会の議事録について事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、それぞれの議事録についてご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
教育長	<p>それでは、令和 3 年第 9 回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど委員の皆さまにはご署名をお願いします。</p> <p>なお、本日の令和 3 年第 10 回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは議題に入ります。日程第 1「議案第 29 号 愛荘町独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛け金の保護者負担金の徴収に関する要綱の制定について」を、議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
上林次長	<p>—議案第 29 号の説明—</p>

教育長	ただいま「議案第 29 号 愛荘町独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛け金の保護者負担金の徴収に関する要綱の制定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	第 3 条に書いてある要保護者と別表にある要保護者というのは別ですか。
上林次長	生活保護者については、一旦徴収していますが申請により要保護者に認定されると返金しており、最終的に徴収してないということで違いがございます。同じ言葉を使っていますが違いがあるというところがございます。
八島委員	第 3 条で生活保護法に規定する要保護者からは徴収しないとなっているのに、別表の要保護者小学校とか要保護者中学校からは徴収するのですよね。また要保護者小学校というのは、第 3 条の生活保護法で考える保護者とは違うということでしょうか。それであれば表現を変えていただいた方がわかりやすいと思います。
上林次長	他市町の例を確認し表現については少し区分していくという方向で見直しをかけていきたいと思います。
教育長	貴重なご意見ありがとうございました。その他質疑等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	それでは質疑がないようでございますので、これより議案第 29 号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 29 号は、原案どおり可決されました。続いての議案に入る前に議案第 30 号、承認第 16 号、17 号、18 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる。」となっております。この議案については、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。
各委員	【異議なし】
教育長	異議なしと認めます。よって議案第 30 号、承認第 16 号、17 号、18 号は非公開といたします。

●上記の決定により、議案第 30 号、承認第 16 号、17 号、18 号は非公開とする。

「議案第 30 号 学区外就学について」

可決件数

中学生 1 名

「承認第 16 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」

承認件数

中学生 3 名

「承認第 17 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」

承認件数

小学生 3 名

中学生 2 名

「承認第 18 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認
を求めることについて」

承認件数

小学生 1 名

中学生 1 名

以上で、令和 3 年第 10 回定例会の案件はすべて終了しました。

午後 4 時 40 分 閉会